

平成29年第12回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成29年12月20日(水) 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者 辻教育長, 藤井委員, 小葉松委員, 須田委員, 青田委員
- 4 欠席者
- 5 事務局 小林生涯学習部長, 佐藤生涯学習部次長, 鶴喰生涯学習部次長,
阿部管理課長, 田中教育指導課長
- 6 傍聴者 なし

7 付議事項

- 日程第1 議案第1号 平成30年度教育委員会関係予算要求に関し, 議決を求めること
について
- 日程第2 議案第2号 教職員の懲戒処分の内申に関し, 議決を求めることについて
- 日程第3 議案第3号 函館市図書館条例施行規則の一部改正に関し, 議決を求めること
について
- 議案第4号 函館市青少年会館条例施行規則の一部改正に関し, 議決を求める
ことについて
- 議案第5号 函館市亀田福祉センター条例施行規則の廃止に関し, 議決を求め
ることについて
- 日程第4 議案第6号 函館市スポーツ振興審議会委員の委嘱に関し, 議決を求めること
について
- 日程第5 議案第7号 函館フットボールパークの敷地の変更に關し, 議決を求めること
について

■辻教育長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に, 藤井委員, 小葉松委員を選任。
- 本日の日程のうち, 日程第1, 議案第1号, 「平成30年度教育委員会関係予算要求に
関し, 議決を求めることについて」および日程第2, 議案第2号, 「教職員の懲戒処分の
内申に関し, 議決を求めることについて」を「秘密会」としたいがいかがか。
- 異議がないので, 秘密会とさせていただきます。
- それでは, 日程第1, 議案第1号, 「平成30年度教育委員会関係予算要求に関し, 議
決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき, 会議録省略)

■辻教育長

- 議案第1号については, 原案のとおり決定する。

- 次に、日程第2、議案第2号、「教職員の懲戒処分の内申に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■辻教育長

- 議案第2号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第3、議案第3号、「函館市図書館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」から議案第5号、「函館市亀田福祉センター条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第3号から議案第5号までの3件について、順次、説明する。
- まず、議案第3号「函館市図書館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、美原図書室の廃止に伴い規定を整備しようとするものである。
- 改正内容であるが、美原図書室の廃止に伴い、美原図書室に係わる規定を削るものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成30年4月1日とするものである。
- 次に、議案第4号「函館市青少年会館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、南茅部青少年会館の廃止に伴い規定を整備しようとするものである。
- 改正内容であるが、南茅部青少年会館の廃止に伴い、南茅部青少年会館に係わる規定を削るとともに、青少年会館が亀田青少年会館ひとつになるので、規則名や様式で定める申請書名などを改正するものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成30年4月1日とするものである。
- 次に、議案第5号「函館市亀田福祉センター条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの規則の廃止は、函館市亀田福祉センター条例の廃止に伴うものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成30年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第3号から議案第5号について、何かあるか。
(意見なし)
- 議案第3号から議案第5号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第4、議案第6号、「函館市スポーツ振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第6号「函館市スポーツ振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 委員の任期満了に伴い、近藤 健 氏ほか9名を、平成29年12月22日から平成31

年12月21日まで委嘱しようとするものである。

■辻教育長

- 議案第6号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第6号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第5、議案第7号、「函館フットボールパークの敷地の変更に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第7号「函館フットボールパークの敷地の変更に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 本件は、函館フットボールパークの敷地の一部を廃止し、敷地面積を変更しようとするものである。
- まず、2枚目の下段にある施設概要図の赤丸で囲った部分が、今回の所管替えに係る箇所である。
- 次に、3枚目のA3の平面図であるが、このたびの敷地面積の変更は、一般国道278号線函館新外環状道路工事等に伴い、昨年度、国の整備用地として売却するため、財務部に所管替えを行った黄色で囲まれた土地の隣接地で、赤く示している8.69㎡について、公園用地とするため土木部から所管替えの依頼があったものであり、当該土地については、施設から離れており運営に支障がないことから土木部へ所管替えしようとするものである。
- 次に1枚目の議案であるが、現在、函館フットボールパークの敷地は、所在地「日吉町4丁目」、地番「64番1ほか5筆」となっており、土地面積は、92,336.02㎡であるが、このうち、地番「64番10」、土地面積8.69㎡を、公園用地として土木部へ所管替えするため、変更後における函館フットボールパーク全体での敷地面積は、全筆で、92,327.33㎡となるものである。

■辻教育長

- 議案第7号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第7号については、原案のとおり決定する。

■終了宣言

- 午後2時30分

議事録署名人 藤井 壽夫

〃 小葉松 洋子

調製者庶務係 奥ヶ谷 貴史